第 64 回まちづくり対話集会　　平成 24 年 8 月 20 日

旭川市における子育て支援の在り方と地域課題について

旭児連会長　廣岡輝恵

1．児童福祉法の改正（24 年 4 月）による障害児支援の制度

①保育所等訪問支援事業　※資料Ⅰ

24 年度から新しく導入された仕組みで、学校や保育園等に出向いて子どもの支援を行う制度。

〔課題〕

・事業所との直接契約で実施されることから、関連する機関への周知と理解が重要

・障害受容を緩やかに支援出来る配慮が必要なことから、受給者証の『障害児』の文字記載のない支給決定が必要

・旭川市子ども巡回相談との連携と相互補完システムが必要

②障害児支援利用援助計画（指定障害児相談支援事業）　※資料Ⅱ

24～26 年度の 3 カ年をかけて、サービスを利用する児童全員にマネジメントを行う体制を整備。

〔課題〕

・指定障害児相談支援事業所数が足りない事が予想されているため、3 年間における具体的な設置計画が必要である

・サービス計画を作成するための資格要件を満たす人材が不足しているため、3 カ年をかけて資格要件を積み上げていくような要件緩和を検討するなど、地域全体の相談支援体制を確立していく上で独自の仕組みが必要

・利用者の便宜を優先的に考えた相談支援体制の整備が必要

・その他の相談機関との連携と役割を地域全体で明確化することが必要

・相談支援事業所の経営安定を図る必要がある。

③児童発達支援事業及び放課後等デイサービス　※資料Ⅲ

未就学児は児童発達支援事業、学齢児は放課後等デイサービスの支給決定を受けて、早期療育から 18 歳までライフステージに応じて発達支援が継続される体制となった。新たに放課後等デイサービスには、家庭の就労状況や長期休み期間に配慮した個別支援のほかに、教育との連携が盛り込まれている。

〔課題〕

・旭川地域は 8 割の事業所が学齢児を対象とした放課後等デイサービスとして発達支援を行っているが、発達に困難性のある軽度の中高生には、学校以外の活動の機会が極めて少なく、十分な支援が届いていない現状にある。

2．旭川市次世代育成行動後期計画と障害児サービスとの連携について

旭川市子ども条例の市民全体の行動指針に則り、関係する組織、団体及び個人が各々の役割を理解して相互に支え合う仕組み作りが必要。児童発達支援事業及び放課後等デイサービスが地域の社会資源として活用され、なお且つ発達の遅れのない子ども達と同様のサービスと体験の機会が与えられるように、公的機関と民間が手を携えての“旭川システム”が出来ることが望ましい。

〔課題〕

・留守家庭児童会や病後児保育などにおいても発達に課題のある子ども達を受け入れる体制についての検討が必要

・特別支援を受けると通常の保育や子育て支援の制度から外れてしまい、障害児枠のサービス利用に限定される。子育て支援は発達の遅れの有無で援助の内容に差異が出ることなく、子どもという括りの中で必要な支援が個別に付加される体制になることが望ましい。

3．市民目線の行政サービスと民間活用の課題

相談窓口の複雑さ ～ 相談に来る人は大抵複数の悩みを抱えて訪れることが多く、話をひも解くなかで主訴がはっきりしてくるものである。現在、旭川市や民間など多数の相談窓口が存在するが、良く聞かれる声として「どこに相談したら良いのかわからない」というものが多い。担当によって窓口を転々とすることに疲れて相談することをあきらめてしまったケースも少なくなく、こうした部分を制度を超えて、支援ニーズを軸に据えた対応で民間がフォローしているのが実態である。

総合子ども・教育センターの新規開設に当たっては、指定障害児相談支援事業も含めたワンストップの相談支援システムを模索する必要があるのではないか。